

入会案内

この度は株式会社ロードサラブレッドオーナーズ2009年募集パンフレットをお取り寄せ下さいまして誠に有り難うございます。
弊社スタッフ一同、深く御礼を申し上げます。
ご出資に際しましてご質問、ご相談等がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。
最良の結果を得られるよう最善の努力を尽くし、喜んでお手伝いをさせていただきます。
皆様のご参加を心よりお待ちしております。

費用

入会金 10,500円

- 入会金は新規入会の際にお支払い頂きます。
- 2009年11月30日までに2009年募集馬にご出資のお申し込みを頂いた場合は**無料**となります。

入会金無料 2009年11月1日～2009年11月30日

会費 3,150円(一ヶ月あたり)

- 会費は新規入会のお申し込みをされた月より各月毎にお支払い頂きます。当月分のお支払いは翌々月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。
- 会費は愛馬会運営費、月刊情報誌制作費、各種通信費等に充てられます。
- 会費はご出資を頂いた募集馬が全て引退した場合でも必要となります。退会までは会員としての権利、義務も継続されます。

維持費出資金 1,200円(一口、一ヶ月あたり)

- 維持費出資金は2歳1月1日より各月毎に出資口数に応じてお支払い頂きます。当月分のお支払いは翌々月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。
- 維持費出資金は飼養管理費、各種登録料、輸送費等に充てられます。
- 維持費出資金に余剰が生じた場合は引退精算分配の方法で出資会員へ分配されます。

保険料出資金 (一口、一年あたり)

- 一口出資金(税抜)×保険料率×保険加入率**
- 保険料出資金は2歳1月1日より各年毎に出資口数に応じてお支払い頂きます。2010年度分は競走馬出資金等(『分割払』の場合は初回請求金額)と同時に、又、翌年度分以降は更新月の前月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にお支払い頂きます。
 - 不慮の事故や疾病等による死亡、又、予後不良による死亡を保険会社が認定した場合に保険金の支給を受け、引退精算分配の方法で出資会員へ分配されます。
 - 保険料率は3.2%となります。
 - 保険加入率は2歳馬が100%、3歳馬が70%、4歳馬が50%となり、5歳以上馬は加入しません。

輸入経費出資金 (一口あたり)

金額は募集馬毎に設定されます。事務局までお問い合わせ下さい。

- 輸入経費出資金はご出資をされた外国産募集馬(=外)が日本到着後に出資口数に応じてお支払い頂きます。既に日本到着後にお申し込みをされる際は競走馬出資金等(『分割払』の場合は初回請求金額)と同時ににお支払い頂きます。
- 輸入経費出資金は輸入関税、輸送保険料、出入国検疫費、付添人費、軽種馬協会登録費、輸送費等に充てられます。

競走馬出資金 (一口あたり)

金額は募集馬毎に設定されます。募集パンフレットをご参照下さい。

- 競走馬出資金は指定期日(ご出資のお申し込みをされた日より10日後)までに出資口数に応じてお支払い頂きます。
- 競走馬出資金は『一括払』、『分割払』のどちらかのお支払い方法をご出資のお申し込みの際にお選び頂きます。
- 競走馬出資金は消費税を含んだ表示となります。

『一括払』

- 『一括払』で2009年12月31日までにご出資を頂きますと一口出資金に**10%割引**が適用されます。なお、補償額を充当してお申し込みを頂いた場合は適用されません。

10%割引 2009年11月1日～2009年12月31日

- 出資証書は出資金等のお支払いを頂いてから約一ヶ月後の発行となります。

『分割払』

- 『分割払』の分割回数はご出資のお申し込みを頂いた月に応じて下表の通りに設定されます。
- 『分割払』の分割方法は競走馬出資金を分割回数に応じて均等に分割し、100円未満の端数が生じた場合は初回請求金額に計上します。入会金、会費、維持費出資金、保険料出資金、輸入経費出資金は分割せず、初回請求金額に計上します。
- 『分割払』による当月分(2回目以降)のお支払いは翌々月1日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となり、2010年7月1日が最終回のお支払いとなります。
- 『分割払』は補償額を充当してご出資のお申し込みをされる場合でも可能です。
- 出資証書は最終回のお支払いを頂いてから約一ヶ月後の発行となります(2010年7月20日予定)。

	2009年 11月申込	2009年 12月申込	2010年 1月申込	2010年 2月申込	2010年 3月申込	2010年 4月申込	2010年 5月申込	2010年 6月以降
請求書記載 の指定期日	初回	初回	初回	初回	初回	初回	初回	
2010年 1月4日	2回目	↓	↓	↓	↓	↓	↓	分割不可
2010年 2月1日	3回目	2回目	↓	↓	↓	↓	↓	
2010年 3月1日	4回目	3回目	2回目	↓	↓	↓	↓	
2010年 4月1日	5回目	4回目	3回目	2回目	↓	↓	↓	
2010年 5月6日	6回目	5回目	4回目	3回目	2回目	↓	↓	
2010年 6月1日	7回目	6回目	5回目	4回目	3回目	2回目	↓	
2010年 7月1日	8回目 (最終回)	7回目 (最終回)	6回目 (最終回)	5回目 (最終回)	4回目 (最終回)	3回目 (最終回)	2回目 (最終回)	

配 当

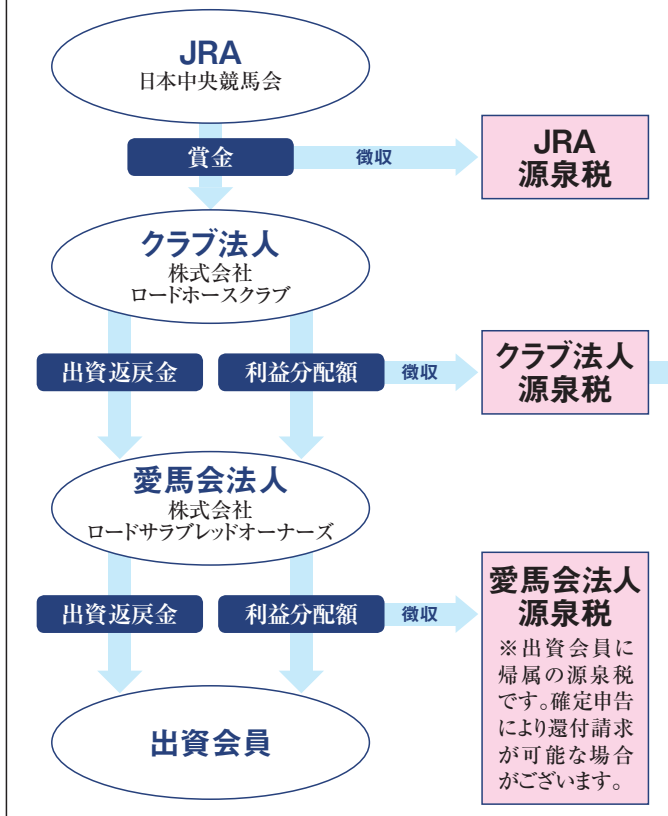
賞金等は出資返戻金と利益分配額に区分した上で **1.月次分配** **2.年次分配** **3.引退精算分配** の方法で出資会員へ分配されます。

1.月次分配

賞金等獲得月の翌月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行なわれます。対象は下記の通りです。

- 特別出走手当を含まない獲得賞金分配対象額(進上金、JRA源泉税、消費税、営業経費、クラブ法人源泉税を除いた獲得賞金等)

出資返戻金…出資返戻金は源泉徴収の対象となりません。
利益分配額…利益分配額はクラブ法人から愛馬会法人へ分配される際に20%の源泉徴収が行なわれます。また、愛馬会法人から出資会員へ分配される際に20%の源泉徴収が行なわれます。
 ※出資返戻金と利益分配額に区分するための計算方法、その他の説明は別添「競走用馬ファンドの契約にあたって《契約成立前(時)の交付書面》」をご参照下さい。



2.年次分配

当年7月1日～翌年6月30日をクラブ法人・愛馬会法人の計算期間として毎年10月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行なわれます。対象は下記の通りです。

- クラブ法人源泉税精算金
 - 特別出走手当精算金
 - 特別出走手当を含まない一走あたりの一口配当額が100円未満の獲得賞金分配対象額
- ※年次分配は平成20年1月1日以降の出走分が対象となります。

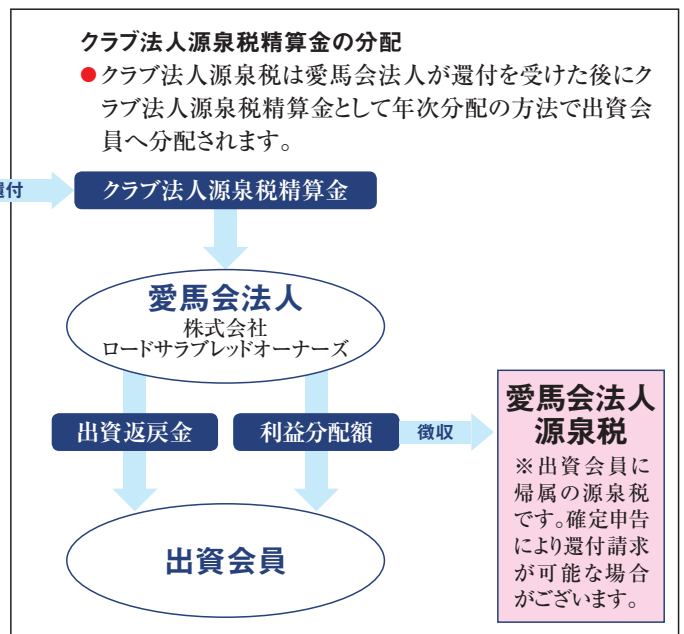
3.引退精算分配

引退・運用終了月の翌々月25日(金融機関休業日の場合は前営業日)に行なわれます。対象は下記の通りです。

- 事故見舞金
- 競走取り止め交付金
- 抹消給付金、付加金
- 売却代金
- 維持費精算金
- 保険金
- 保険料解約返戻金
- 未精算の **2.年次分配** 対象分

クラブ法人源泉税精算金の分配

- クラブ法人源泉税は愛馬会法人が還付を受けた後にクラブ法人源泉税精算金として年次分配の方法で出資会員へ分配されます。



補 償

- ご出資を頂いた募集馬が未出走、又、未勝利で引退・運用終了した際は補償制度が適用されます。補償額(割引権利額)は新たにご出資のお申し込みをされる場合に限り充当が可能となります(会費、維持費出資金、保険料出資金、輸入経費出資金、消費税には充当できません)。
- 補償額を充当してご出資を頂いた場合、又、保険金の支給を受けた場合は適用されません。
- 補償額は原則として引退・運用終了月の翌々月20日より一年間が有効期間となります。
- 補償額は金銭には換えられません。
- 補償額は下記の通りに設定されます(総取得金額が補償対象額を上回った場合には補償額は発生しません)。

未出走の場合…ご出資の際にお支払いを頂いた競走馬出資金(税抜)の60%から

一口あたりの事故見舞金、抹消給付金、付加金、売却代金等の総取得金額を差し引いた額が補償額となります。

未勝利の場合…ご出資の際にお支払いを頂いた競走馬出資金(税抜)の40%から

一口あたりの賞金、諸手当、事故見舞金、抹消給付金、付加金、売却代金等の総取得金額を差し引いた額が補償額となります。